

岐阜県災害時透析医療情報システムについて

澤田重樹

岐阜県透析医会会長，岐阜県医師会常務理事

key words：透析医療，情報システム，情報ネットワーク，救急医療

岐阜県医師会は，県庁，消防，警察，保健所，個々で作成された「防災計画」を連携させた「災害医療システムの整備」「救急医療の提供」「医療助産対策の実施」の3部からなる「災害医療計画の提言」を県に提示しました。この提言には，災害時の透析体制確保の重要性に鑑みて，その体制の整備も大きな柱として取り上げられており，この提言には，岐阜県透析医会の具体的な提言が全面的に取り上げられております。

これをうけて平成13年10月1日より稼働している岐阜県広域災害救急医療情報システムの中に，災害救急医療情報ネットワーク以外に透析医療情報ネットワークが組み込まれています。このほかに周産期医療情報ネットワークも組み込まれています（図1）。

岐阜県広域災害救急医療情報システムは，救急医療情報システムと広域災害情報システムにより構成されており，岐阜県救急医療情報システムメインメニューに人工透析情報入力，人工透析応需情報照会が作成してあります。

現在，県下の広域災害救急医療情報システムへの参加医療機関の138機関に端末機が設置されております。その中で46医療機関より人工透析応需情報をいただいておりますが，まだまだ未完成ですので，さらに参加を希望される医療機関を拡大させるべく，参照パスワード取得などの方法などを含めて検討を進めています。

救急医療情報ネットワーク（インターネット）として，医療機関連携支援のための情報収集と提供，搬送

機関業務支援のための情報収集と提供，電子メールによる状況に応じた情報交換，県民向け救急医療情報のサービス提供を目的に，災害時の会員間の連絡網の構築，災害時の情報伝達訓練などを行っていますが，災害時に対処する啓蒙活動のため岐阜県臨床工学技士会にネットワーク作りをお願いしてあります。

災害時の透析治療については，岐阜県の面積が15,597 km²と広大であり，県土の81%を森林面積が占めるという地理的条件を勘案して，県下を5ブロックに分け，広域ブロック別で透析基幹施設を考えています。施設基準としては，災害拠点病院は救急患者でパニック状態になることを考え，慢性透析患者のためには，災害拠点病院以外の施設で，多人数の透析が可能で，入院設備を備え，ライフラインの確保や透析関連装置の防震・防災対策，透析必要物品の備蓄を有し，通信手段，スタッフが確保できる施設が望ましいと定めております。

一方，災害時の情報伝達の不安については，インターネット，パソコン通信，災害時優先電話を利用した透析情報伝達システムの構築，さらに衛星携帯電話の設置も考えております。

また，岐阜県透析医会では災害時の透析医療対策の一環として，災害時に患者の自己行動を支援する患者支援3点セットとして，「災害時の手引き」「岐阜県透析施設マップ」「災害時患者情報カード」（図2）を作成してあります。

「災害時の手引き」は，災害時の心得や災害に対す

システム概要図
[インターネット]

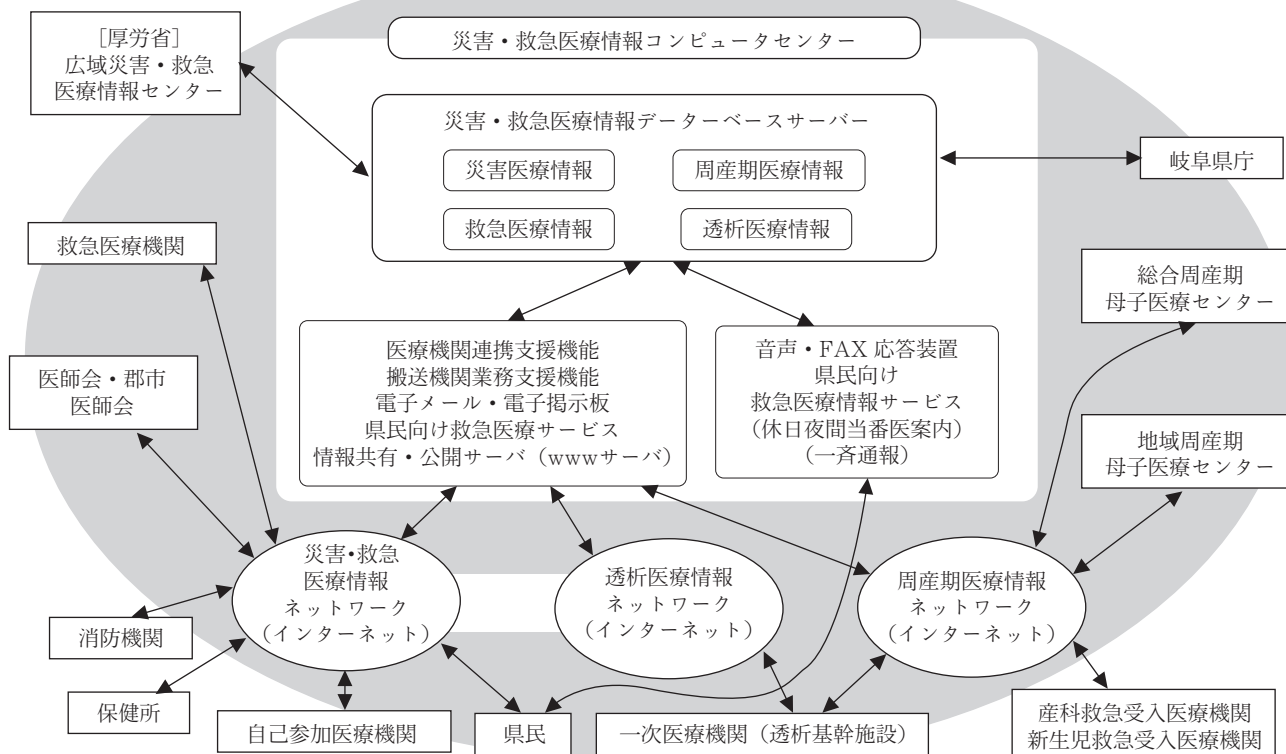


図 1 岐阜県広域災害・救急医療情報システム



図 2 災害時透析患者情報カード

る備えや日常生活の管理などについて、「岐阜県透析施設マップ」は、県下の透析施設の住所と電話番号、近辺の地図を記載したものであり、「災害時患者情報カード」は大地震などの広域災害時に現在透析を受けている透析施設が被災し透析の実施が不可能になった場合や、交通混乱などで来院できない場合を想定、透析治療に必要な透析条件である血液型、感染症、合併症などが記載され、万一他院で透析を受けることになった場合に患者情報として役立つ内容になっています。カードは患者のプライバシー保護を考慮しビニールパッチで密封されており、必要な時には開封して使用する

型式になっております。

なお、スタッフには「災害時用スタッフ携帯カード」を持ってもらい、被災施設への派遣職員としての応援体制も考えております。

岐阜県透析医会は、以上のような災害対策を行っています。しかし今後の課題として、透析基幹病院の施設設備の充実、岐阜県広域災害救急医療情報システム内の透析医療情報システムを十分稼働させ、将来県民にも開放する。さらに、各ブロック内の医療機関のコンセンサスを得られる努力と、日本透析医会災害時情報ネットワークホームページとの関係の充実をはかり、定期的に情報伝達訓練を実施して、患者に一般の救急時と災害時の救急との相違を理解してもらうための患者教育も必要と考えています。

さらに、大規模災害時は、他県を含む広域災害システムも必要と考えられ、中部7県における広域災害救急医療体制として、中部7県における連絡協議会を設置して、救急情報システム（ネットワーク化）の整備と、緊急時の連絡網の作成を決定しており、中部1市9県連絡協議会と協調して「医療に県境なし」のテーマで活動したいと考えております。

岐阜県医師会も新規の岐阜県広域災害救急医療情報システムを立ち上げて以来、地域医療情報センターへの県民の利用件数は倍増しておりますが、まだ情報入力について正確性とか、休日・夜間の体制が十分でないなどの問題があります。

本県では、災害時における連絡系統図が県医師会、地域医師会に作成されており、県内のどこかの地域で災害が起こった場合には、まず被災地の郡市医師会の医療救護班が出動し、その状況を県医師会に報告、県医師会は救護対策本部を設置し、現地連絡班、現地救

護対策本部を設け、さらに隣接するほかの郡市医師会への支援救護班の待機要請を行うことになっています。さらに岐阜県広域災害救急医療システムが災害モードに切り替えられると、被災地の端末設置医療機関からこのシステムに被災状況（患者受入体制、医薬品の整備状況等）が入力され、県医師会災害対策本部は被災地の状況を随時把握できることになっております。

岐阜県医師会と岐阜県透析医会が協力しあって、さらに県、消防、警察、保健所との連携プレー、チームワークによる災害対策活動の充実が重要です。